厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会	資料４
第274回（R８.11.６）	

災害時等における業務継続の取組の強化等（改定の方向性）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜災害時等における業務継続の取組の強化等＞

（行政や他施設等との連携）

○大規模災害では、１つの施設・事業所だけでサービスを継続することには限界があり、平時から地域の他施設・事業所や関係機関等と連携した対応体制を構築しておくことが、BCPの実行にも重要。BCP未策定の減算だけではなく、合同訓練や相互運営体制の構築といった災害時に機能する取組を評価すべきではないか。また、報酬に限らず、関係施策と連携し、発災直後から必要な福祉・介護支援につなぐ地域の初動体制を整備をする必要がある。

○BCPを実効性を向上させるためには、自治体を調整役として、介護事業者、医療機関、地域包括支援センター、社協、DWAT等との連携や合同訓練を平時から進め、BCP策定から災害発生時の対応まで一体的に支援することが必要。

○災害時の福祉避難所としての機能や職員が被災した際の人的相互応援機能を機能させるためには、近隣の介護施設等と平時から災害時の初期連携に関する協定を締結しておくことが極めて有効。近隣の介護施設同士がこうした協定を締結し、協働訓練を実施することに対して、加算による評価を新設することにより、現場の連携体制の構築を促進すべきではないか。

（居宅療養管理指導におけるＢＣＰの策定）

○居宅療養管理指導においても、早急に全事業所でBCPが策定されるよう、国や都道府県が必要な支援を行うべきではないか。

○居宅療養管理指導がみなし指定であることやサービス特性を踏まえると、BCP策定を一律に義務化することは、慎重な検討が必要。

○居宅療養管理指導を算定する医療機関のうち、令和８年度診療報酬改定においてBCP策定が要件化された医療機関（機能強化加算を算定する医療機関や在宅療養診療所・病院）がどの程度存在するのか、把握してはどうか。

これまでの分科会における主なご意見②

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

（国・都道府県による市町村・事業者へのＢＣＰ策定に係る支援）

〇中山間・人口減少地域の町村は、少ない職員数で多くの業務を行っているため、業務継続計画に精通した職員がおらず、助言等の対応も追いついていない。地域によって異なるところはあるが、自然災害や感染症発生時に介護事業所等が対応するべきことは、基本的に全国で共通することもあるので、国や都道府県による積極的な支援も必要ではないか。

（災害時情報共有システム）

〇災害時情報共有システムの普及が促進されるよう、入力負担の軽減を図るとともに、システム活用のインセンティブを設ける等の措置を講じるべきではないか。

〇停電やシステム障害等により、災害時情報共有システムが入力できない場合においても、施設の状況を把握することができる代替手段の検討が必要ではないか。

〇災害時情報共有システムについて、事業所からの報告だけでなく、行政からも必要な情報を迅速に提供できる双方向の情報共有体制を整備するべき。

〇災害時情報共有システムにおける被災状況の報告について、入所施設・居住系サービス事業所が専ら対象とされており、訪問看護などの訪問系サービスは必須とはされていない。居宅で療養する要介護高齢者に必要なサービス途絶を防ぐための情報把握が不可欠であることから、システムの対象を訪問系に拡大することが必要。

（災害時の在宅高齢者等への対応）

〇令和８年熊本地震では、介護支援専門員による在宅高齢者等の相談対応や状態把握を実施したが、全国からの人員応援は移動も遠く、人材確保も困難な場合があった。ＤＷＡＴが法定化されるが、同一都道府県内における相互支援体制の計画の支援をお願いしたい。

〇災害時において、在宅医療を受けている要介護高齢者、医療依存度の高い在宅医療療養者にとって、一般避難所では必要な支援を受けることが難しい場合もあることから、平時から、老健施設や介護医療院などを直接避難先として位置づけておくことが重要。

これまでの分科会における主なご意見③

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

（防災・減災対策に係る支援措置）

〇小規模事業者は、防災設備、自家発電、水害対策等を導入する資金力が脆弱であるため、財政支援の際の優先枠の設定や申請手続の簡素化を考慮していただきたい。

〇ハザードエリアに位置する事業者については、特に備えを徹底するとともに、十分な支援を行う必要がある。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

災害時等における業務継続の取組の強化等　目次

論点①：災害時等における業務継続のための地域との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・8

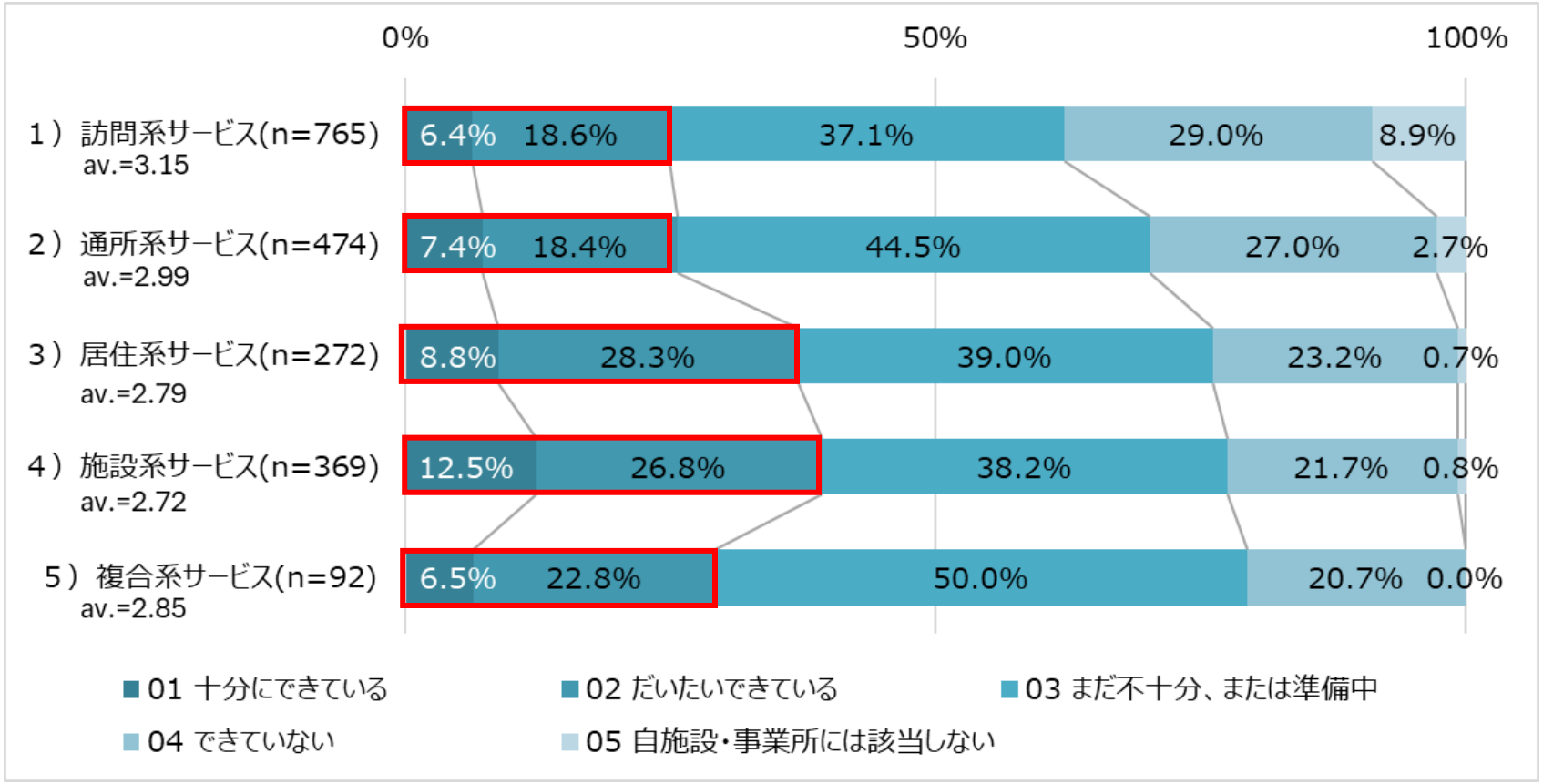
論点②：業務継続計画未策定減算のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

論点③：居宅療養管理指導における業務継続計画の策定等に係る対応・・・・・・・・・・・22

業務継続計画（BCP）における連携体制の構築状況

○　緊急時の対応として、近隣の法人や所属団体を通じた協力関係の計画や重要なものは協定が締結されているかについて、「十分にできている」・「だいたいできている」と回答した割合は、施設系サービスが39.3％で最も高かった。訪問系サービスおよび通所系サービスは、「十分にできている」・「だいたいできている」と回答した割合がそれぞれ25.0％、25.8％にとどまっている。

＜近隣の法人や所属団体を通じた協力関係が計画され、重要なものは協定が締結されているか＞

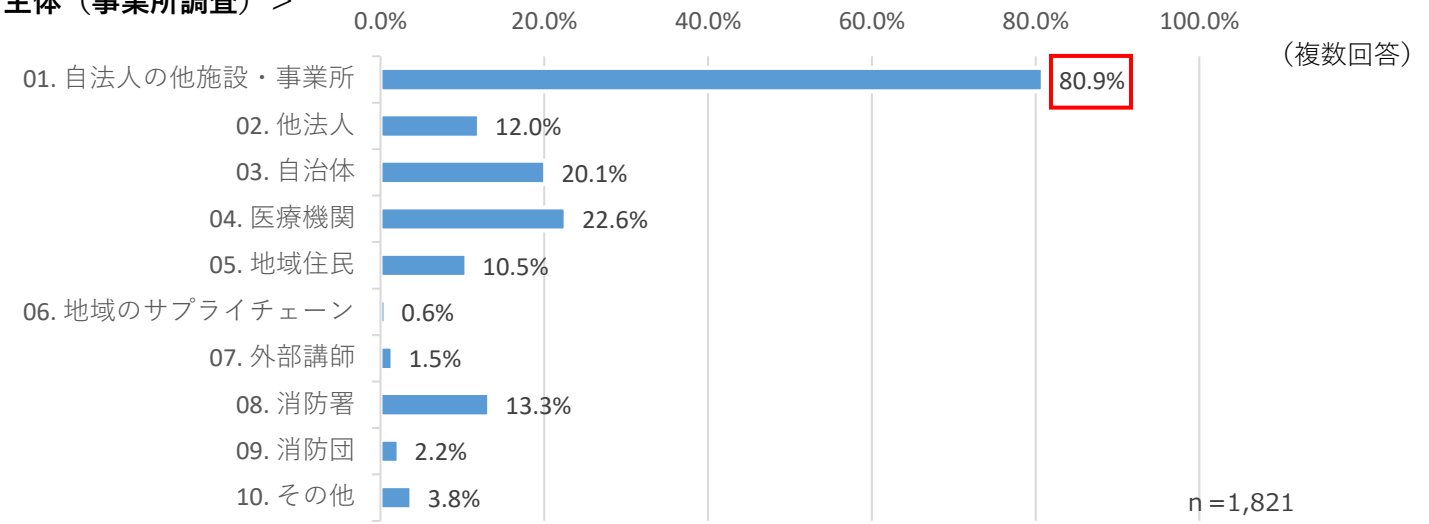


【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）

BCPに関する他組織との現在の連携状況

○　ＢＣＰに関する他組織との現在の連携状況をみると、現在連携している主体として、「自法人の他施設・事業所」が80.9％と最も高く、次いで、「医療機関」が22.6％、「自治体」が20.1％となっている。

＜現在連携している主体（事業所調査）＞



＜連携先との連携内容（事業所調査）＞

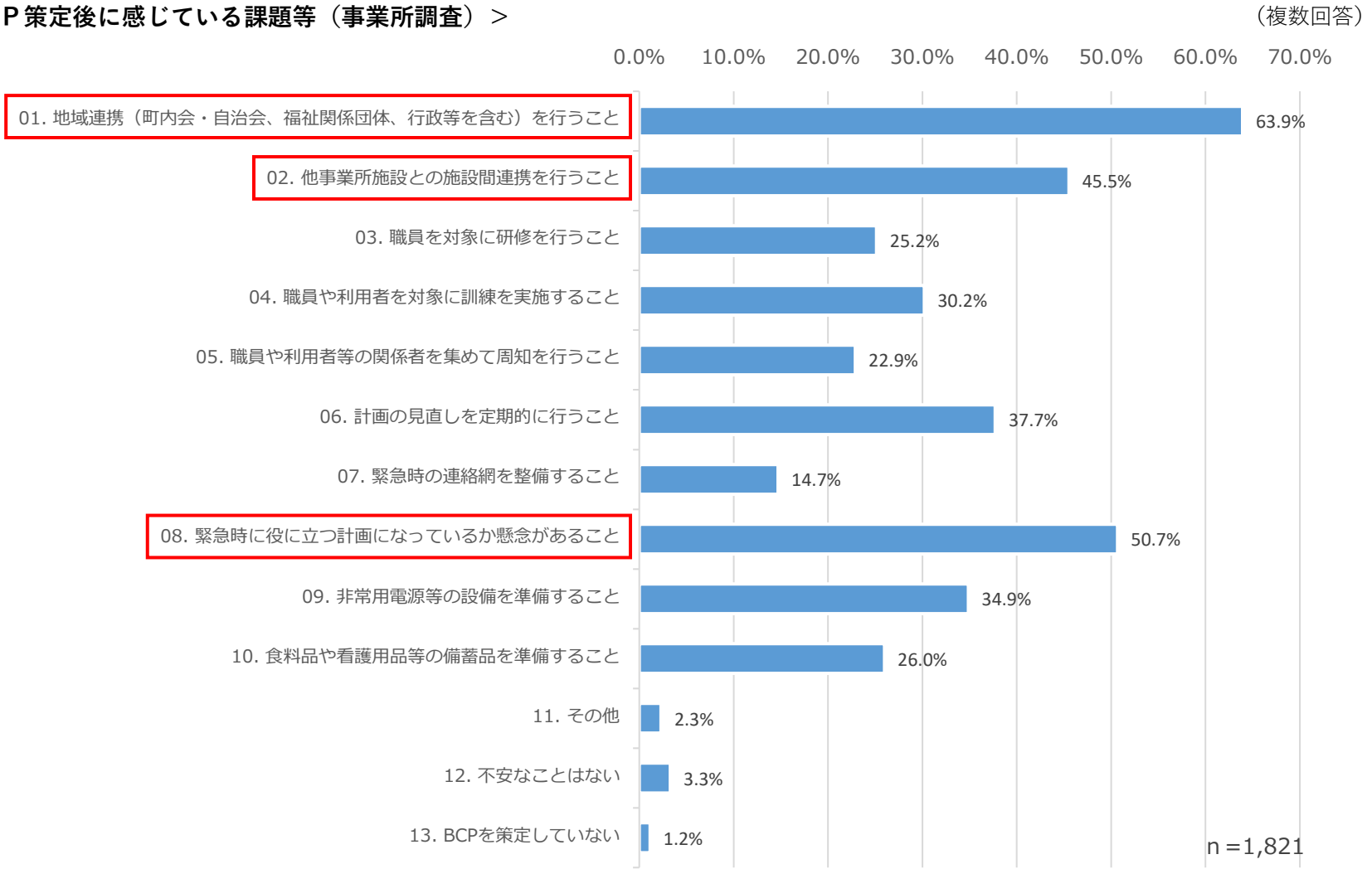
	平時				発災時				
	BCP策定・見直し支援	研修・訓練支援	備蓄支援	その他	物資供給調整支援	人的応援	福祉避難所運営支援	災害時連絡体制整備	その他
01. 自法人の他施設・事業所 (n=1,472)	79.6%	72.2%	70.6%	4.2%	80.0%	76.3%	47.4%	74.6%	3.3%
02. 他法人 (n=219)	27.9%	27.9%	21.9%	6.8%	38.4%	44.7%	18.3%	32.4%	5.0%
03. 自治体 (n=365)	25.1%	21.9%	15.3%	8.2%	35.8%	21.9%	33.3%	38.0%	3.6%
04. 医療機関 (n=413)	23.5%	22.6%	15.8%	8.7%	19.9%	20.4%	11.7%	29.4%	5.1%
05. 地域住民 (n=191)	13.1%	37.2%	6.3%	9.9%	9.4%	30.4%	14.7%	15.7%	4.7%
06. 地域のサプライチェーン (n=11)	9.1%	18.2%	54.5%	9.1%	27.3%	9.1%	0.0%	18.2%	0.0%
07. 外部講師 (n=27)	44.4%	55.6%	7.4%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	3.7%
08. 消防署 (n=242)	12.8%	59.5%	2.1%	5.8%	6.6%	15.7%	9.5%	36.0%	4.1%
09. 消防団 (n=40)	7.5%	57.5%	0.0%	2.5%	5.0%	35.0%	10.0%	27.5%	5.0%
10. その他 (n=69)	14.5%	18.8%	18.8%	14.5%	15.9%	11.6%	2.9%	13.0%	10.1%

【出典】令和８年度厚生労働省委託事業「介護施設等における自然災害等発生時の対応力強化推進事業一式」における調査速報値

BCPの策定後に感じている課題等

○　ＢＣＰの策定後に感じている課題や不安について「地域連携を行うこと」が63.9％と最も高く、次いで、「緊急時に役に立つ計画になっているか懸念があること」が50.7％、「他事業所施設との施設連携を行うこと」が45.5％となっている。

＜ＢＣＰ策定後に感じている課題等（事業所調査）＞

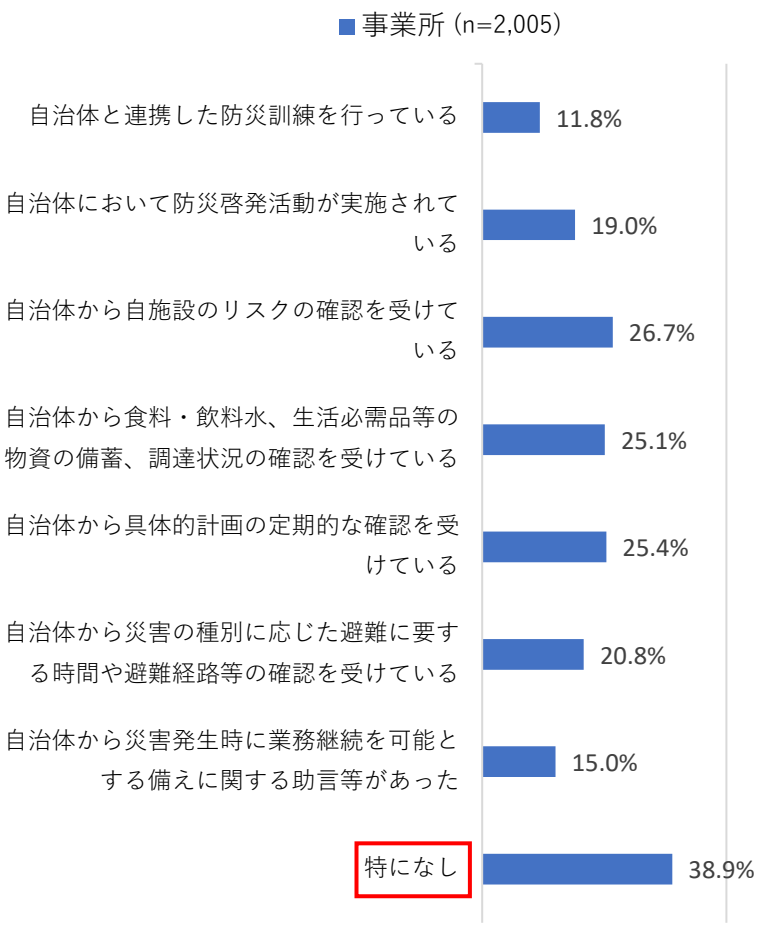


【出典】令和８年度厚生労働省委託事業「介護施設等における自然災害等発生時の対応力強化推進事業一式」における調査速報値

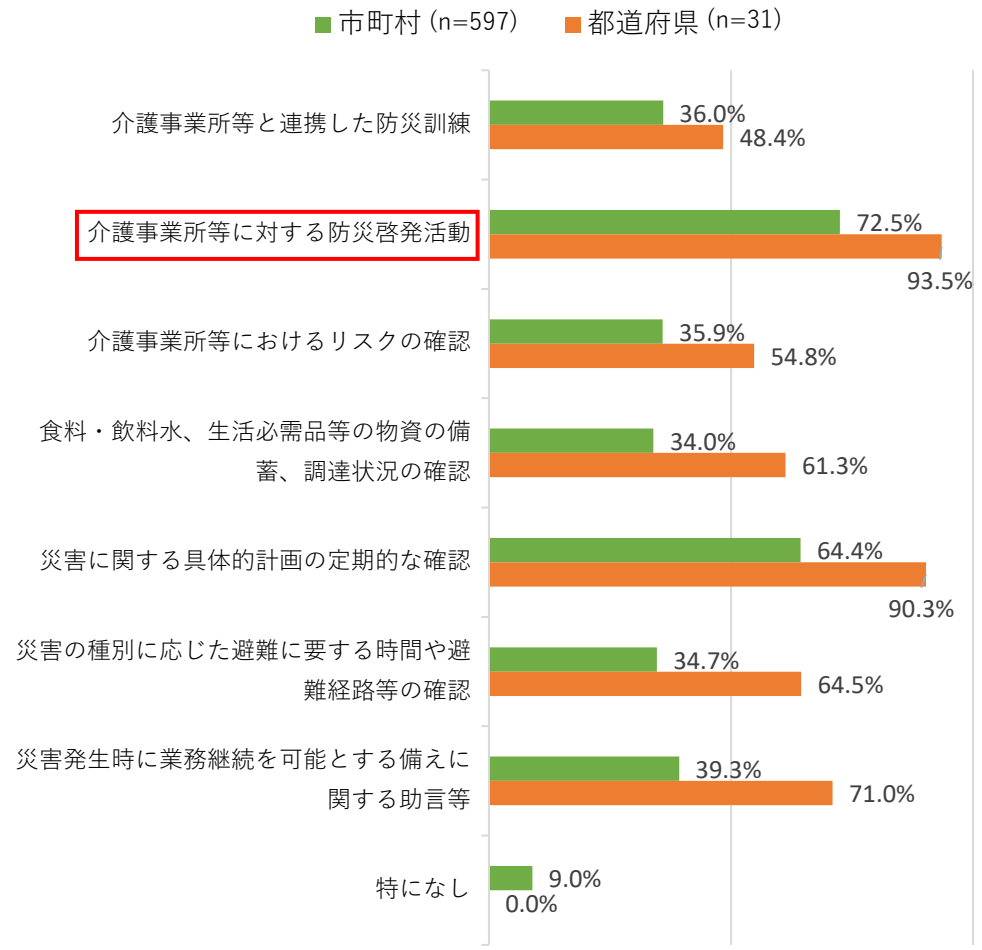
介護施設・事業所における自然災害への備えに関する行政による取組状況

○　自然災害対策に関する行政による取組状況について、介護事業所等からの回答は、「特になし」の割合が最も高かった。
○　自治体からの回答では、市区町村・都道府県のいずれも「介護事業所等に対する防災啓発活動」の割合が最も高かった。

＜事業所からの回答＞



＜自治体からの回答＞

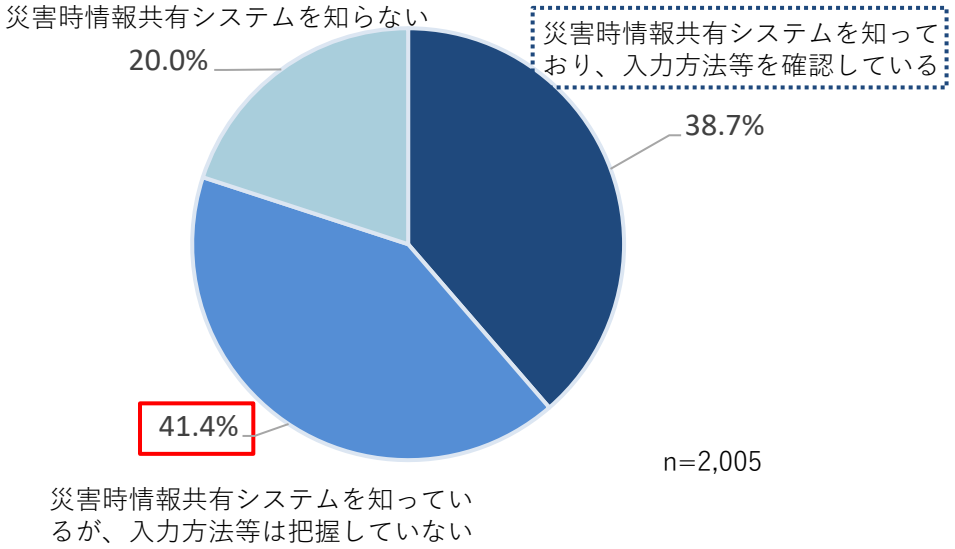


【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）をもとに老健局高齢者支援課で作成

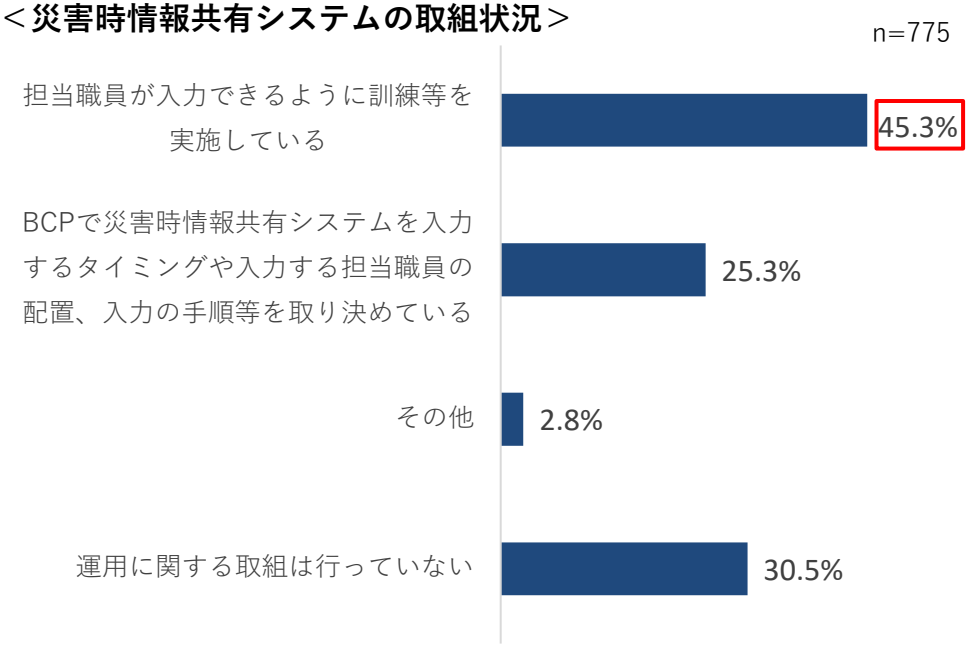
災害時情報共有システムの活用状況

○　災害時情報共有システムの認知状況について、「災害時情報共有システムを知っているが、入力方法等は把握していない」が41.4%と最も高くなっている。
○　また、「災害時情報共有システムを知っており、入力方法等を確認している」と回答のあった事業所における取組状況は、「担当職員が入力できるように訓練等を実施している」が45.3%となっている。

＜災害時情報共有システムの認知状況＞



＜災害時情報共有システムの取組状況＞



※災害時情報共有システムの認知状況について、「災害時情報共有システムを知っており、入力方法等を確認している」と回答した事業者の回答

【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）

第10期介護保険事業（支援）計画（案）における対応

＜基本指針の構成＞

第一　基本的事項	見直しの方針案
一　2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現 10　その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 （五）災害・感染症対策に係る体制整備	・ 災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。 ・ 介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することについて記載。 ・ 市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて記載。

第二　市町村計画）	第三　都道府県計画	見直しの方針案
三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項 10　災害に対する備えの検討	三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 8　災害に対する備えの検討	◎ 災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。 ◎ 介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について記載。 ◎ 市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。

（※）第135回社会保障審議会介護保険部会（令和８年６月29日）資料２－１における災害対策に関する事項を抜粋し、一部加工。

論点①　災害時等における業務継続のための地域との連携強化

論点①

■ 災害対策基本法や社会福祉法の改正により、地域における平時からの福祉的支援の提供体制の構築・強化が求められる中、介護施設・事業所が、災害発生時における地域の福祉的支援の拠点としての機能を更に発揮できるよう、行政や他法人の介護施設等との平時からの地域連携を促進し、ＢＣＰ（業務継続計画）の実効性を高めることが重要。

■ 介護施設・事業所において、災害や感染症が発生した場合であっても利用者に必要な業務継続を図り、想定される災害リスク等に対して、実効性のある対応や機能向上を図っていく観点から、平時からの行政や他の介護施設等との連携による体制整備を促進するための方策についてどのように考えるか。

■ また、災害時情報共有システムについて、情報共有システムを知らない施設等が２割あり、運用に関する取組を行っていない施設等も３割あるなど、十分な活用が進んでいない中で、災害発生時において、介護施設等の被災状況を速やかかつ適確に把握し、行政における必要な支援を検討・実施するために、介護施設等と行政とのタイムリーな情報共有の方策についてどのように考えるか。

対応案

■ 介護施設・事業所が、災害発生時における地域の福祉的支援の拠点としての機能を更に発揮できるよう、平時からの地域連携を促進することが重要であることを踏まえ、運営基準において、介護施設等がＢＣＰの策定や見直し・変更を行う際には、地域の災害に関する計画を踏まえることや、災害時情報共有システムの入力や医療依存度の高い要介護者の支援・避難方策の検討などを含む自治体が行う防災に関する取組に対して必要な協力を行うことについて、努力義務として位置づけることとしてはどうか。

災害時等における業務継続の取組の強化等　目次

論点①：災害時等における業務継続のための地域との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・８

論点②：業務継続計画未策定減算のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

論点③：居宅療養管理指導における業務継続計画の策定等に係る対応・・・・・・・・・・・22

R３改定

１．② 業務継続に向けた取組の強化

概要 【全サービス★】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、３年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

○ 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。

○ 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（**B**usiness**C**ontinuity**P**lan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和２年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✤ ポイント

✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✤ 主な内容

・BCPとは　・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
・介護サービス事業者に求められる役割　・BCP作成のポイント
・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）　等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

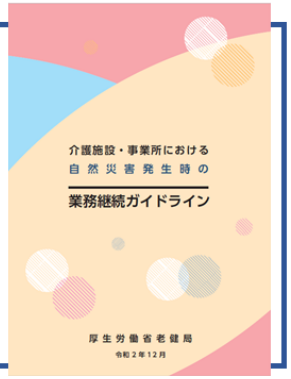
✤ ポイント

✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✤ 主な内容

・BCPとは　・防災計画と自然災害BCPの違い
・介護サービス事業者に求められる役割　・BCP作成のポイント
・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）　等



R６改定

１.（５）④　業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

＜改定前＞
なし

▶

＜改定後＞

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス　所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス　所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して７単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

○　以下の基準に適合していない場合（新設）

・　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※　令和７年３月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

○　１年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

（1）．介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業（令和５年度調査）

３．結果概要

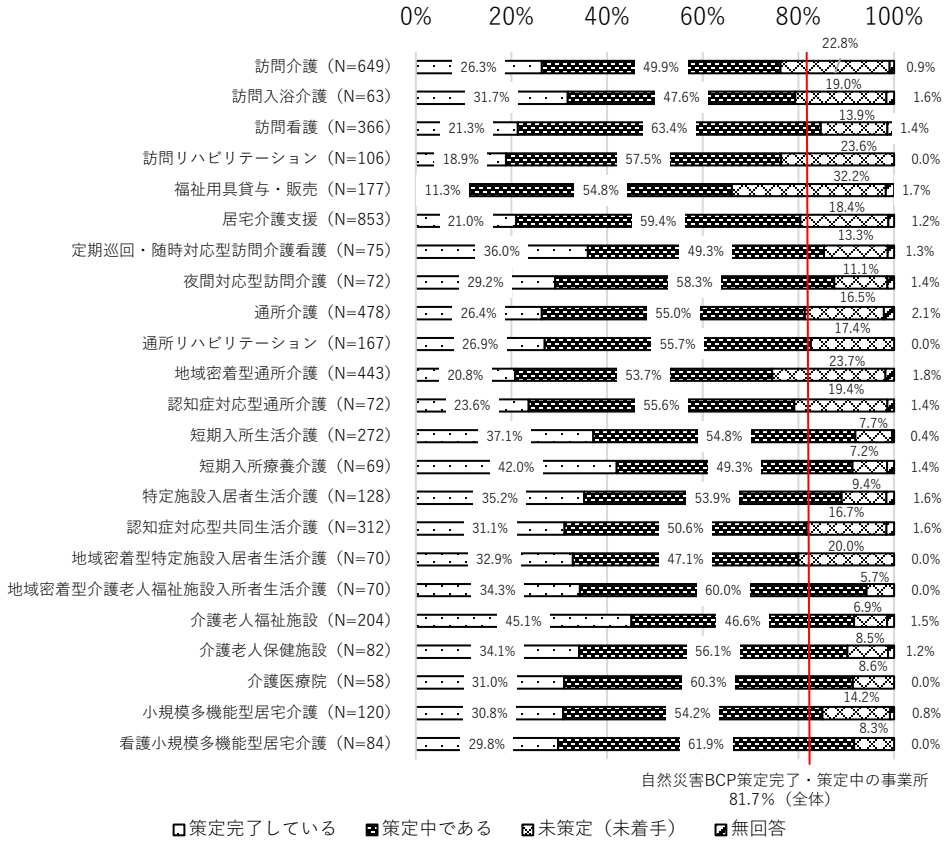
＜調査時点：令和５年７月＞

【事業所調査：BCPの策定状況（問21）】

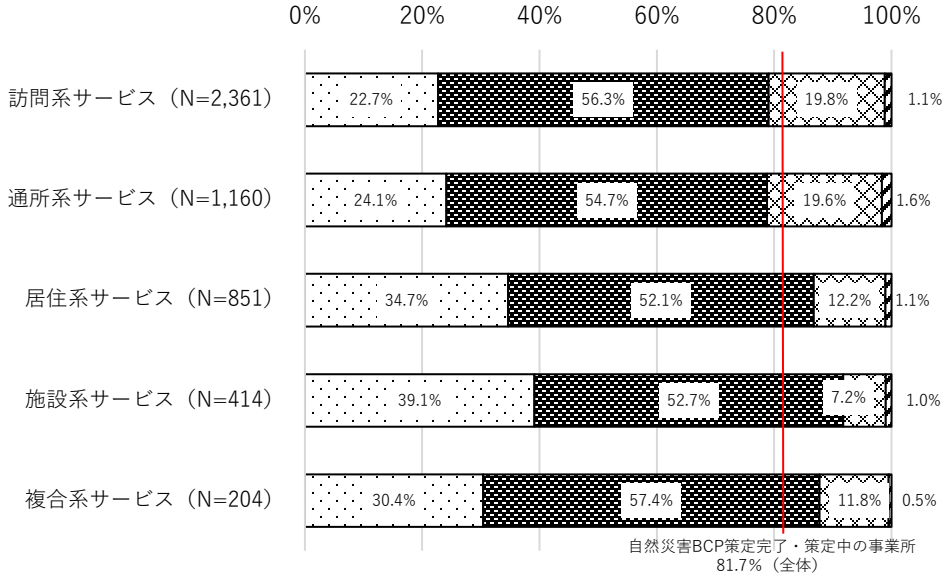
○　自然災害BCP策定完了、策定中が90%を超えているサービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護

○　自然災害BCP未策定が20%を超えているサービス：訪問介護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

図表13　Q21　自然災害BCP策定状況（サービス別）



図表14　Q21　自然災害BCP策定状況（サービスカテゴリ別）



※　□策定完了している　■策定中である　▨未策定（未着手）　◪無回答

訪問系サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

居住系サービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

施設系サービス：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

複合系サービス：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

業務継続計画未策定減算の算定状況（サービス別）

サービス	請求事業所数	減算算定事業所数	減算算定事業所割合
訪問介護	35,382	0	0.00%
訪問入浴介護	1,532	0	0.00%
訪問看護	17,466	0	0.00%
訪問リハビリテーション	5,770	0	0.00%
通所介護	24,316	23	0.09%
通所リハビリテーション	7,651	49	0.64%
短期入所生活介護	10,633	0	0.00%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3,439	0	0.00%
短期入所療養介護（病院・診療所）	62	1	1.61%
短期入所療養介護（介護医療院）	98	0	0.00%
特定施設入居者生活介護	6,074	4	0.07%
福祉用具貸与	6,976	0	0.00%
居宅介護支援	35,629	0	0.00%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,448	0	0.00%
夜間対応型訪問介護	184	0	0.00%
地域密着型通所介護	17,888	57	0.32%
認知症対応型通所介護	2,647	1	0.04%
小規模多機能型居宅介護	5,253	6	0.11%
認知症対応型共同生活介護	14,169	9	0.06%
地域密着型特定施設入居者生活介護	369	0	0.00%
地域密着型介護老人福祉施設	2,570	0	0.00%
看護小規模多機能型居宅介護	1,153	1	0.09%

【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和７年11月サービス提供分）

サービス	請求事業所数	減算算定事業所数	減算算定事業所割合
介護老人福祉施設	8,570	0	0.00%
介護老人保健施設	4,102	1	0.02%
介護医療院	932	2	0.21%
介護予防訪問入浴介護	222	0	0.00%
介護予防訪問看護	13,815	0	0.00%
介護予防訪問リハビリテーション	4,214	0	0.00%
介護予防通所リハビリテーション	7,478	53	0.71%
介護予防短期入所生活介護	4,181	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	569	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）	7	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	9	0	0.00%
介護予防特定施設入居者生活介護	4,701	3	0.06%
介護予防福祉用具貸与	6,466	0	0.00%
介護予防支援	7,663	0	0.00%
介護予防認知症対応型通所介護	407	0	0.00%
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,708	4	0.11%
介護予防認知症対応型共同生活介護	963	1	0.10%
サービス全体計	268,716	215	0.08%

＜居宅療養管理指導の業務継続計画（BCP）の策定状況（事業所調査）＞

自然災害BCP	感染症BCP
82.7％	85.2％

n=81

【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）

論点②　業務継続計画未策定減算のあり方

論点②

■ 業務継続計画の策定等については、令和３年度改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、運営基準として、全ての介護サービス事業者を対象にその取組の義務づけが行われた。

■ その上で、業務継続計画未策定減算は、令和６年度改定において、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算するものとして導入された。

■ こうした運営基準・報酬上の対応等により、令和７年度時点でほぼ全ての施設・事業所で業務継続計画は策定され、減算の算定率は極めて低い状況となっている。

■ また、介護報酬は、累次の改定により、加算・減算の種類が増加し、その算定要件も複雑化する中で、令和６年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の構築や、介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、業務継続計画未策定減算のあり方についてどのように考えるか。

対応案

■ 業務継続計画未策定減算について、令和６年度から短期的かつ集中的に計画の策定が進み、計画の策定の徹底という創設の目的は概ね達成されたと考えられることを踏まえ、廃止することとしてはどうか。

なお、減算の有無にかかわらず、業務継続計画の策定は、運営基準において実施が義務づけられているものであり、策定が困難な介護事業者に対する支援の充実を引き続き図るとともに、策定していない介護事業者に対する指定権者からの指導等の徹底を求める。

災害時等における業務継続の取組の強化等　目次

論点①：災害時等における業務継続のための地域との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・８

論点②：業務継続計画未策定減算のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

論点③：居宅療養管理指導における業務継続計画の策定等に係る対応・・・・・・・・・・・22

R６改定

５．④　居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

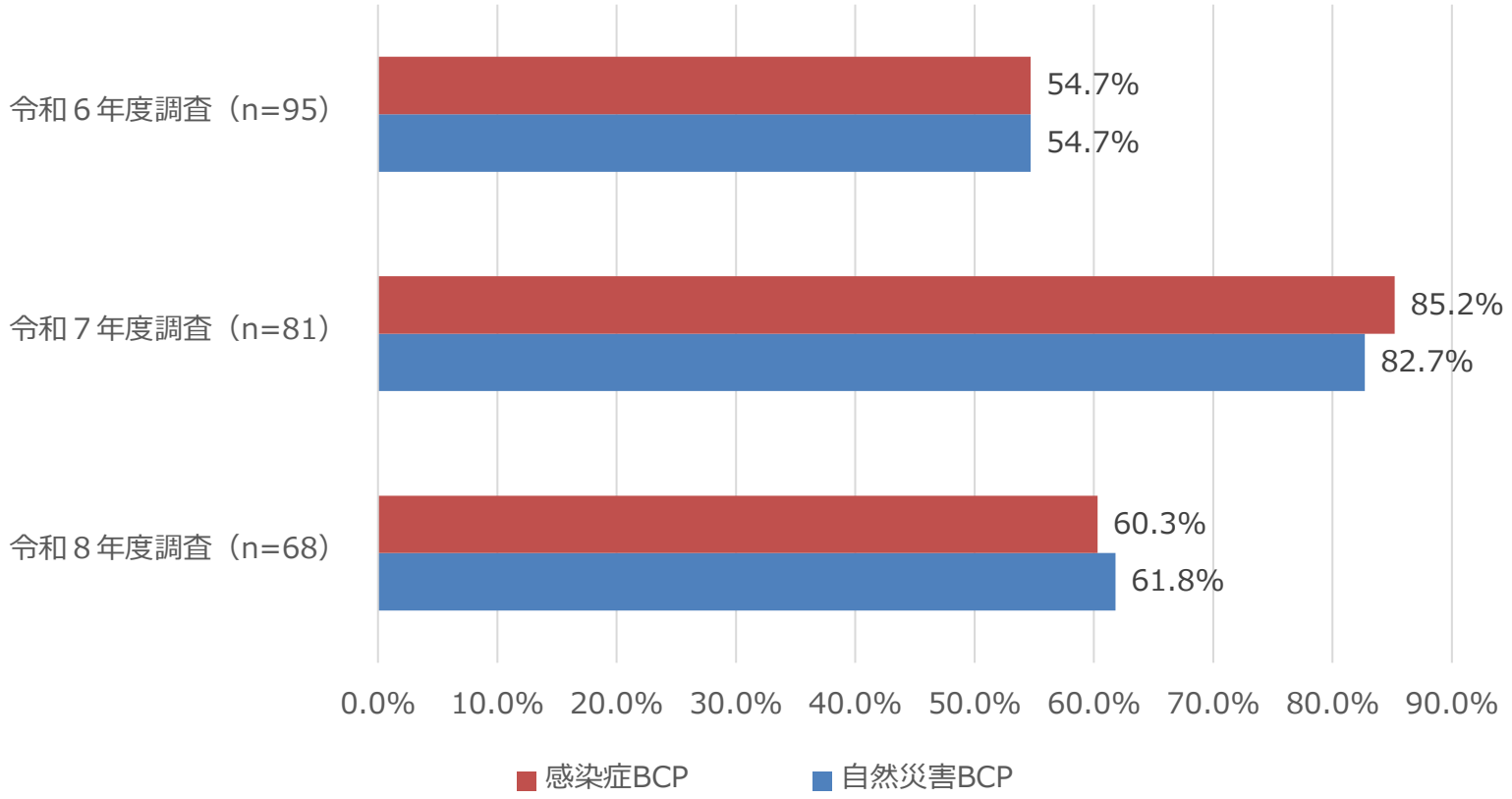
概要　【居宅療養管理指導★】

○　居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和６年３月31 日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を３年間延長する。
【省令改正】
ア　虐待の発生又はその再発を防止するための措置
イ　業務継続計画の策定等

居宅療養管理指導に係るBCPの策定状況（令和6年度～8年度調査）

○　介護報酬を算定している居宅療養管理指導事業所におけるＢＣＰの年度ごとの策定状況をみると、調査客体がそれぞれの年度で異なるため一概に比較はできないが、半数以上の事業所では策定はされている。

＜居宅療養管理指導における感染症ＢＣＰ・自然災害ＢＣＰの策定率（事業所調査）＞



【出典】
令和６年度調査：令和６年度老人保健健康増進等事業「業務継続計画（BCP）の適正な運用に関する調査研究事業」報告書（ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社）
令和７年度調査：令和７年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）
令和８年度調査：令和８年度厚生労働省委託事業「介護施設等における自然災害等発生時の対応力強化推進事業一式」における調査速報値

機能強化加算の見直し

社保審－介護給付費分科会
第263回（R８.８.28）
資料４

機能強化加算の要件の見直し

➢ 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むより的確で質の高い診療機能を評価する趣旨を踏まえ、**機能強化加算について、新たに以下を要件とする**。

- **外来データ提出加算、在宅データ提出加算の届出**を行っていることが望ましい。
- **業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。**また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

（参考）初診料・小児かかりつけ診療料（初診時）

機能強化加算　　80点

➢ 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含めた、より的確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能に係る診療報酬を届け出ている医療機関において、初診時における診療機能を評価する。

（平成30年度診療報酬改定において新設）

[主な算定要件]

- 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むより的確で質の高い診療機能を評価する観点からかかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価するものであり、（略）初診料を算定する場合に、加算することができる。
- 必要に応じ、患者に対して以下の対応を行うとともに、当該対応を行うことができる旨を院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明すること。
 (イ)　患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載すること。なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも可能であること。
 (ロ)　専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。
 (ハ)　健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
 (ニ)　保健・福祉サービスに係る相談に応じること。
 (ホ)　診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。

[主な施設基準]

- 診療所又は許可病床数が200床未満の病院であること。
- 適切な受診につながるような助言及び指導を行うこと等、質の高い診療機能を有する体制が整備されていること。
- 次のいずれかにおける届出を行っている。
 ア　地域包括診療加算　イ　地域包括診療料　ウ　小児かかりつけ診療料　エ　在宅時医学総合管理料（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る）
 オ　施設入居時等医学総合管理料（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る）
- 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する等の取組を行っていること。
- **健康保険法第六十八条の二第一項の規定により三年以内の期限が付された同法第六十三条第三項第一号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。**
- **「医療機関（災害拠点病院以外）における災害対応のための BCP 作成の手引き」等を参考に、医療機関の実情に応じて、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。**
- **外来データ提出加算、在宅データ提出加算の届出を行っていることが望ましい。**

社保審－介護給付費分科会
第263回（R８.８.28）
資料４

在宅療養支援診療所・病院の見直し③

業務継続計画の策定

➢ 災害時における在宅患者への診療体制を確保する観点から、在宅療養支援診療所・病院の要件に、業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うことを追加する。

現行	改定後
【在宅療養支援診療所・病院】 ［施設基準］ （新設）	【在宅療養支援診療所・病院】 ［施設基準］ **「ＢＣＰ策定の手引き」（厚生労働省在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業専門家委員会作成）等を参考に、当該保険医療機関の実情に応じて、災害等の発生時において、当該保険医療機関において在宅医療の提供を行う患者に対する医療の提供を継続的に実施することを目指すこと、非常時の体制で早期の業務再開を図ること及び患者と職員の安全を確保すること等を目的とした計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。**

看取り数等の報告要件の削除

➢ 業務の簡素化を図る観点から、看取り数等の報告に係る要件を削除する。

現行	改定後
【在宅療養支援診療所・病院】 ［施設基準］ 年に１回、在宅看取り数及び地域ケア会議等への出席状況等を別添２の様式11の３を用いて、地方厚生（支）局長に報告していること。	【在宅療養支援診療所・病院】 ［施設基準］ （削除）

論点③　居宅療養管理指導における業務継続計画の策定等に係る対応

論点③

■ 業務継続計画の策定等については、令和３年度改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象にその取組が義務づけられ、３年間の経過措置を設け、令和６年度より義務化となっているところ、居宅療養管理指導については、体制整備に関するさらなる周知の必要性等を踏まえ、経過措置が延長され、令和９年３月末に終了となる予定。

■ 現状、ほぼすべての介護サービス事業者において、業務継続計画の策定等が行われる中、居宅療養管理指導についても業務継続計画の策定は８割を超えているという調査結果もある。

■ 他方で、居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業者として、みなし指定(※)がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえることが必要。

（※）病院、診療所又は薬局について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、当該病院等により行われる居宅療養管理指導に係る指定があったものとみなすこととされている（介護保険法第71条）。この場合、指定事業所同様の運営基準遵守が求められる。

■ これらを踏まえ、居宅療養管理指導における経過措置期間終了に係る対応について、どのように考えるか。

対応案

■ 災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画の策定等を義務づけられているところ、居宅療養管理指導は、保険医療機関等がみなし指定を受けている場合、介護サービスを提供していない又はその機会が極めて限られている事業所も含まれていることから、一定の介護サービスの提供実績を有する事業所を、経過措置期間終了後の義務付けの対象とすることとしてはどうか。

■ また、診療報酬における対応を踏まえ、居宅療養管理指導については、業務継続計画の策定・見直しのみを義務づけ、研修や訓練の実施等については引き続き努力義務としてはどうか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

新規 投資枠

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 [介護施設等の災害対応拠点機能強化分]

令和９年度概算要求額　349億円（－）　（）内は前年度当初予算額　令和７年度補正予算額 21億円
うち投資枠　349億円

1 事業の目的

○　近年、自然災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の発生も切迫する中、災害時に地域の要配慮高齢者等を受け入れる介護施設等の機能強化は喫緊の課題である。
○　令和６年能登半島地震における教訓等も踏まえ、災害時を見据えた平時からの体制整備が進められる中、国土強靱化基本計画等に基づく対策と軌を一にし、災害時の要配慮高齢者等の受入れ及び福祉支援の提供体制を確保するため、都道府県や市町村が作成する計画に基づき実施する、介護施設等における災害対応拠点機能の充実のための整備に対し支援を行う。
（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2026」（抄）　「介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する。」

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○　都道府県計画に基づき実施する次の事業を支援

1．対象となる介護施設等

○　次の要件のいずれにも該当する広域型・地域密着型の介護施設等
❶ 市町村から福祉避難所としての指定を受けている又は都道府県・他の市町村等との間で協定を結んでいること
（都道府県・自治体が災害対応拠点として関係する計画等に位置づけているものを含む）
❷ 築25年以上（地方自治体が災害対応機能の強化のため特に必要と認める場合は築10年以上）であること

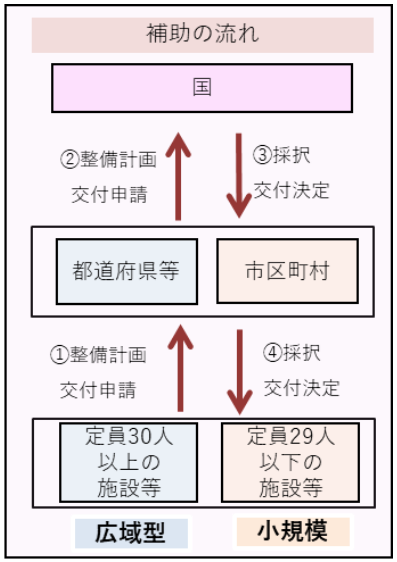
2．対象となる事業

○　介護施設等の災害対応拠点機能の向上に資すると認められる改修・大規模修繕等
例）土砂災害等に備えた施設の補強改修、耐震改修（非構造部材の落下防止対策含む）、免震補強、非常用自家発電設備を補完する電気設備、通信設備等の施設等の基盤整備を図るためのもの
※災害リスクの高い区域から移転を行う場合や、将来的な介護需要を踏まえた計画を立てている場合は改築も対象とする。

3．配分基礎単価

○　介護施設等における防災・減災・強靱化のための投資を強力に促進するため、介護施設等に関する建築工事費の上昇（実勢単価）に即した支援を行えるよう、現行の地域医療介護総合確保基金の配分基礎単価を相当額引き上げる。
○　また、以下の介護施設等については、配分基礎単価を加算する。
・災害レッドゾーン・イエローゾーンに立地している
・国土強靱化のための事業と一体的に整備に取り組む介護施設等
・生産性向上に取り組む介護施設等（社会福祉連携推進法人、生産性向上加算取得等）
※中山間・人口減少地域等において、都道府県と協定を締結し、介護事業者間の連携・協働を推進する法人の介護施設等については、さらに配分基礎単価を加算。

3 実施主体等



注）介護施設等の所在地が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島の場合、補助単価を８％加算。

拡充 投資枠

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和９年度概算要求額　12億円＋事項要求（12億円）　() 内は前年度当初予算額　令和７年度補正予算額 62億円

うち投資枠　事項要求　「第１次国土強靱化実施中期計画」における推進が特に必要な施策については、予算編成過程において検討する。

1 事業の目的

○　高齢者施設等の防災・減災・国土強靱化対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設・設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①　既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

広域型 小規模

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

②　認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模

○ 施設の老朽化に伴う大規模修繕を支援
○ 耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備を支援

③　社会福祉連携推進法人や生産性向上、中山間・人口減少地域で連携・協働に取り組む法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

広域型

○ 社会福祉連携推進法人の社員等、**生産性向上、中山間・人口減少地域で連携・協働等に取り組む法人**の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援（**下線部拡充**）

④　高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

広域型 小規模※

○ 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、
- 非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備や水害対策に伴う改修等を支援
- 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を支援（※広域型施設・小規模施設も対象）

⑤　高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

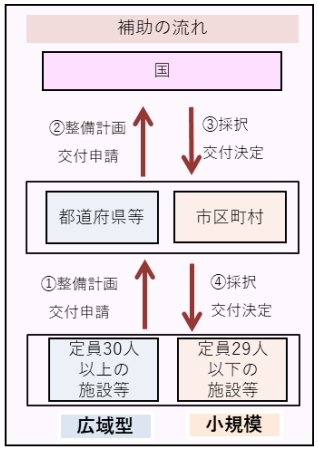
広域型 小規模

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
○ 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援

令和９年度補助基準単価等の見直し

- 近年の建設費の高騰等を踏まえた所要の経費を確保するとともに、事業の実施状況等を踏まえた単価の引上げ等を行う。
 （参考）令和８年度　7.7%引き上げ
- 中山間・人口減少地域等の支援の充実のため、地域医療介護総合確保基金と同様に、離島・豪雪地帯等の単価に８％を加算することを可能とする

3 実施主体等



注）青字は「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）第４章「推進が特に必要となる施策」に掲げる事業

拡充

地域における介護施設等の災害時の機能向上支援事業
（地域医療介護総合確保基金　事業区分Ⅴ　介護従事者確保分）

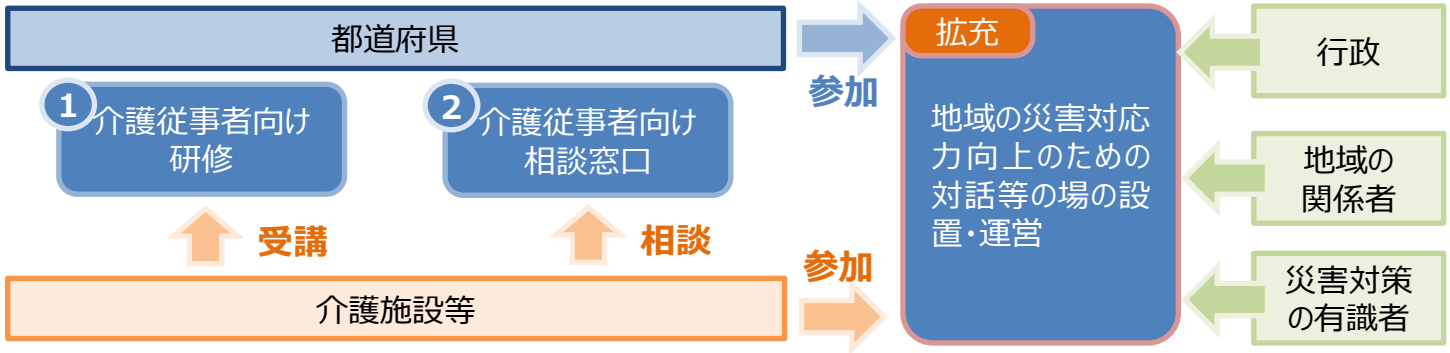
令和９年度概算要求額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（86億円の内数）　() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要であり、介護施設等の介護従事者の災害に対する知識等の習得を支援する。

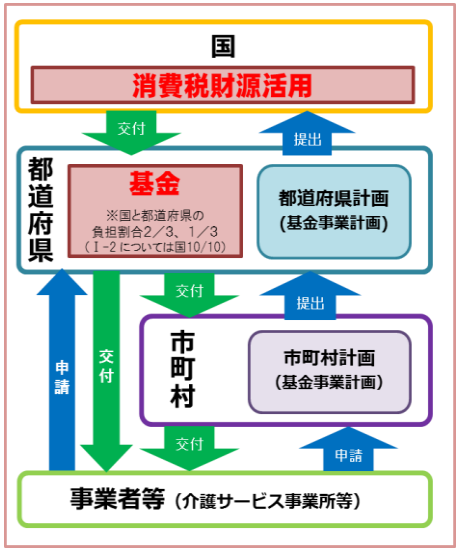
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金において「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」を実施。
 - ❶ 介護施設等における「防災リーダー」の養成等を目的とした、都道府県が行う研修の実施、団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講費用の支援
 - ❷ 都道府県が介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口の設置・運営
- このほか、介護施設等には令和３年度から業務継続計画（ＢＣＰ）の策定が義務づけられ取組が進んでいるが、南海トラフ、首都直下、日本海溝・千島海溝地震など、現在想定されている大規模災害時における対応は、介護施設個々の対応では足りず、行政や地域のＢＣＰとの連携が不可欠。
- このため、この事業を再編し、行政（医療・福祉・防災担当部局などの関係部局を含む。）、地域の住民・医療・福祉・サプライチェーン事業者等の関係者、災害対策の有識者等が、地域防災の対応力向上のための対話・介護施設等のＢＣＰの見直しの助言、実際の災害を想定した訓練の実施等を行うための場の設置・運営を追加する。



3 実施主体等

【実施主体等】



【補助率等】
国：2/3、都道府県1/2

拡充

自然災害等発生時の対応力強化推進事業

令和９年度概算要求額　15百万円（15百万円）　() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和６年度介護報酬改定において、ＢＣＰの策定の義務化及び未策定の場合の減算が設けられ、ほぼすべてのＢＣＰの策定は完了しているものの、南海トラフ地震など、今後想定される大規模災害時における対応は、介護施設等個々の対応では足りず、行政や地域の関係者等と介護施設等との連携・協働が重要であり、次の２つの事業を実施する。

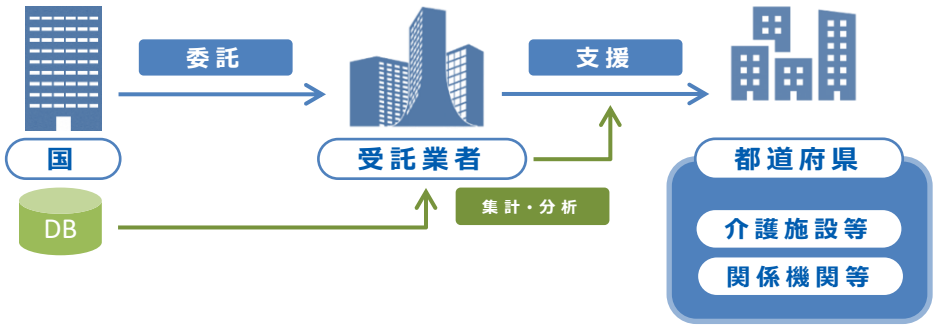
❶ 地域の関係者とともにＢＣＰの見直しを含む災害時の機能強化のための取り組みを実施する都道府県（※）に対する伴走的支援

※都道府県は地域医療介護総合確保基金「地域における介護施設の災害時の機能向上支援事業」を実施する都道府県を想定

❷ 災害時情報共有システムに追加する地域の介護施設等のＤＢの情報を都道府県ごとに集計・分析する事業

2 事業の概要・実施主体等

事業スキーム



3 事業内容

- 都道府県と介護施設等が地域で一体となって行う取組を支援する
 - 地域特性を踏まえた実効的な業務継続計画（ＢＣＰ）の策定や定期的な見直しに資する研修・訓練
 - 地域の介護施設・事業所におけるＢＣＰの策定状況や研修・訓練の実施状況及び見直しに向けた課題等の把握
 - 保健医療福祉調整本部との合同訓練、災害時情報共有システムへの入力訓練（物資の備蓄状況の管理や非常用電源の点検・管理の促進に係る啓発を含む）
 - 直近及び今後想定される大規模な災害を踏まえた現状の課題を踏まえたＢＣＰ見直しのための活動（研修・ワークショップなど）

4 その他

- 令和６年度介護報酬改定に関する審議報告において以下の記載あり。
 - 介護サービス事業所において、業務継続計画が早期に策定されるよう、既存の調査も活用しつつ、計画の策定状況を毎年度調査し、周知及び必要な支援に取り組むべきである。
 - 研修や訓練（シミュレーション）の実施状況に加え、訓練の実施に当たっての地域住民との連携状況についても毎年度調査を行うとともに、住民を含めた地域全体での取組を促すため、好事例の横展開等の対応を検討していくべきである。

拡充

災害時情報共有システムの機能改善
（介護サービス情報公表システム整備等事業）

令和９年度概算要求額　37百万円（－）　() 内は前年度当初予算額　令和7年度補正予算額61百万円

デジタル庁計上（認知証施策・地域介護推進課まとめ）

1 事業の目的

- 災害時における介護施設・事業所等の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげるため「災害時情報共有システム」を構築（令和３年度から介護サービス情報公表システムのサブシステムとして運用開始）。

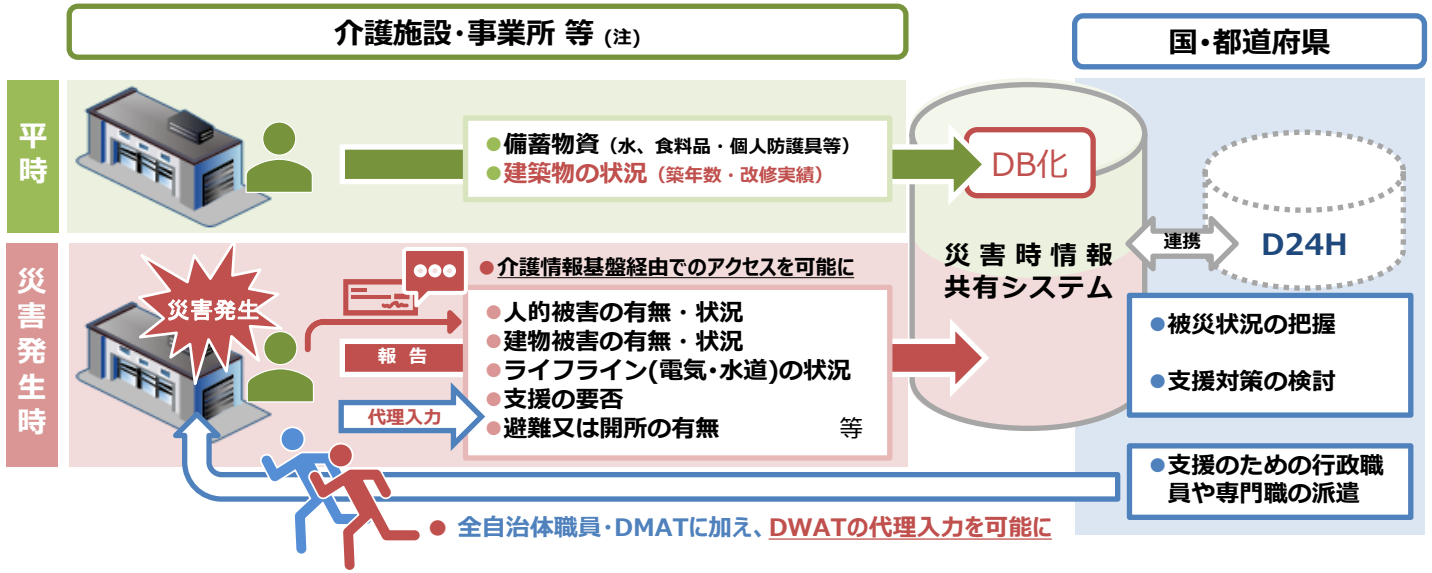
2 令和７年度以降のシステム改修

（令和７年度・令和８年度の主な改修内容）

- 災害時等における支援をより有効に行うため、平時からの災害備蓄物資・感染症対策のための物資等の入力機能を追加
- 適確な被災状況の把握を行うため、全ての自治体職員・災害派遣医療チーム専門職（DMAT）による代理入力を可能に
- 介護情報基盤との連携により、被災施設のシステムへのアクセス環境を向上。

（令和９年度改修の内容）

- 改正社会福祉法を踏まえ、災害時等における支援をより有効に行うため、**災害派遣福祉チーム（DWAT）による代理入力を可能に**
- 築年数や災害対策等状況を**データベース化**（平時の物資等報告システムの入力項目の見直し）



【実施主体】
- 国から民間事業者へ委託

国 → 民間事業者

【補助率等】
- 10/10

※本システムは介護サービス情報公表システムのサブシステムであり、保守・運営費については、別に当該システムの保守・運営費として一括計上している。

(注) 介護施設・事業所等の範囲　（改正老人福祉法対応）
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、登録有料老人ホーム、(届出)有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス